

## 外務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

## 1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈外務省評価委員会〉
国際交流基金	理事長	H15. 10. 1~H23. 9. 30 (H16. 1. 1~H23. 9. 30)	1. 1
	理事 (総務部等担当)	H21. 8. 6~H23. 9. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「外務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率について」（平成24年3月15日付け）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

また、通知のありました業績勘案率（案）のうち、独立行政法人国際交流基金理事■■■に係る業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はありません。

(別紙)

## 1. 独立行政法人国際交流基金理事長 ■■に係る業績勘案率（案）について

貴委員会では、本役員について、「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」（平成 17 年 3 月 7 日外務省独立行政法人評価委員会決定。以下「決定方法」という。）に基づき、法人業績や個人の貢献度等をも勘案した上で業績勘案率（案）を「1. 1」としている。

一方、独立行政法人の役員の退職金については、国家公務員並み（業績勘案率「1. 0」）とすることが原則とされており、業績勘案率が「1. 0」を超えることとなる場合には厳格な検討が求められる。

しかしながら、i) 貴委員会が行った当該役員の在任期間における法人の業務の実績に関する評価の結果（理事長の業績勘案率の算定基礎となる中項目単位）において、特に優れた実績を挙げている等の最上位の評価がなされているものがないこと、ii) 業績勘案率が「1. 0」を超えている過去の独立行政法人における法人業績等の状況等について、十分な考慮がなされていないと考える。

## 2. 意見

以上を踏まえ、上記役員の業績勘案率（案）については、貴委員会において更に審議を深めていただきたい。

## 別紙

## 外務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間  (参考) 在任期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※3)
				基準業績勘案率 (※1)	調整	
					評価に表れない個人の貢献度等を勘案 (※2)	
国際交流基金	理事長	H16. 1. 1～H23. 9. 30	H15. 10. 1～ H23. 9. 30	1. 1	なし	1. 1
	理事	H21. 8. 6～H23. 9. 30	同左	1. 0	なし	1. 0

(※1) 「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」(平成17年3月7日外務省独立行政法人評価委員会決定。以下「決定方法」という。)の「2.(1)」に基づき、当該法人の業績と当該役員の担当業務の業績について各年度の業務実績評価に基づき算出する数値(理事長については、法人全体に責任を負うという観点から、法人業績の算定値の倍数に基づき算定。なお、監事は業務実績評価に拘わりなく、「1.0」が基本。)

(※2) 「基準業績勘案率」を基本としつつ、以下の①～④の点に留意し、加算又は減算する率(決定方法「2.(2)」)。

- ① 退職役員の在職期間に係わる法人の業績又は担当業務の業績は過去の通常の業績に比してどうであったか。
- ② 退職役員の法人運営等に対する貢献の度合いが反映されているか。在職時に受けた役員報酬に対する法人の業績等の反映状況と整合的である等反映の度合いが適切なものであるか。
- ③ 業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があり、それが妥当なものであるか。また、反映の度合いが適切なものであるか。
- ④ 業績勘案率は、目的積立金の状況に照らして適切であるか。

(※3) (※1) 及び (※2) の算定結果、並びに「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日独立行政法人評価分科会決定)において「業績勘案率は1.0」を基本としていることを踏まえ、最終決定した数値。